

令和7年度入学・転入 学校説明会資料



協働する大切さを学ぶ稲作活動（田植え）

小中連携の縦割り班で行う活動



地域への感謝の心を育む稲作活動（稲刈り）



運動会：全校児童生徒によるリズム体操

保育所・小学校・中学校合同で行う学校行事



学校祭：伝統の「石山太鼓」



学校祭：全校校児童生徒によるクイズ企画



PTA主催行事：サマーフェスタ

旭川市立旭川第五小学校
旭川市立桜岡中学校

令和6年10月12日（土）

(学 校 説 明 会 日 程)

時 間	内 容	場 所 ・ 説 明 会 の 内 容
12:30	受 付	控室は音楽室
12:30 13:15 13:20	授業参観 小：授業終了 中：授業終了	
13:30 ? 14:00	学校説明会	<p>【音楽室】(進行:金庭)</p> <p>① 校長挨拶 ② 本校の教育活動について ③ 特認校の説明 ④ 質疑応答</p> <p>【幼児・児童・生徒の控室】 *幼児・児童：会議室 *生徒：家庭科室</p>
14:10 ?	保護者(希望者のみ)の面談	<p>・待機する保護者の控室は音楽室とする。 ※必要に応じて児童生徒は上記の控室で待機する。 面談場所① 保健室(小学校) 面談場所② 相談室(中学校)</p>

(授 業 参 観 の ご 案 内)

	学年・学級	教科	学習内容(单元名)	授業者	授業会場
小学校	1・2年	生活	1年 なかよくなろうね小さなともだち 2年 生きものはかせになろう	伊佐 阿部	1・2年教室
	4年	算数	式と計算	林	4年教室
	5・6年	算数	5年 平均 6年 角柱と円柱の体積	小林一	5・6年教室
中学校	1年	理科	光の世界	福岡	理科室
	2年	国語	聞き上手になろう	小畠	2年教室
	3年	技術	チャットアプリをつくろう	菊池	3年教室

校舎平面図



特認校への入学について

1. 趣旨（基本的な考え方）

旭川周辺部の自然環境に恵まれた学校で、子供の豊かな人間性を培い、心身の健やかな発達と基礎・基本の定着を願う保護者がいる場合、一定の条件のもとで通学区域外の学校への通学を認める。

2. 募集人員 令和6年10月現在 (各学年の定員数には、通学区域内の児童生徒を含みます)

学 校 名	学級数	学 年	募集人員
旭川市立旭川第五小学校 《各学年の定員数 8名》	3学級	1年	8名
		2年	4名
		3年	6名
		4年	8名
		5年	5名
		6年	6名
旭川市立桜岡中学校 《各学年の定員数 12名》	3学級	1年	9名
		2年	3名
		3年	6名

3. 入学の条件

(1) 通学上の条件

旭川市内に住民登録のある児童生徒で、自宅から学校までの通学時間がおおむね60分以内であること。ただし保護者による送迎を原則とします。(乗り合わせはできません)。

(2) 児童生徒の心身に関する条件

本来の通学区域外の遠隔の学校に通学するという事情を考慮し、さらに豊かな自然の中で豊かな心とたくましい体の育成を目指す教育目的から、心身の状況がこれに耐えうる必要があります。したがって、必要があると判断した場合は、医師の診断書等の提出を求めて、調査確認することがあります。

(3) 保護者の協力

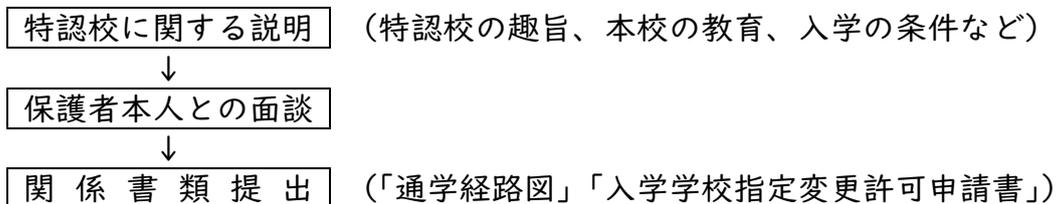
- ① 区域外からの入学となりますので、登下校時における安全確保や生活指導などに全面的なご協力をお願いします。
- ② 特認校の教育及び学校での諸活動の趣旨を理解した上で、日常の生活時間や行事などの特別時間割に合わせた送迎をお願いします。また、不慮の事態などにより緊急にお出迎えを要請する場合もあることをご了承ください。
- ③ 学校の諸行事やPTA活動、地域活動などについて、積極的な参加と協力をお願いします。

(4) 入学の時期

入学の時期は、原則として年度の始め（4月）です。また、期間は1年以上の通年就学とし、卒業までを原則とします。

4. 入学の手続き

(1) 保護者の手続き



※ 関係書類は、本校入学希望者で面談を終えた方にお渡しします。

※ 関係書類の本校提出締め切りは、令和6年12月6日(金)です。

(2) 入学の許可

① 入学許可

本校校長は、提出された書類をもとに「校長意見書」を作成します。また在籍校の校長も、保護者の意見がこの制度の趣旨に沿っているか、入学が適切かどうか等の「校長意見書」を作成し、旭川市教育委員会に提出します。

旭川市教育委員会は、これらをもとに入学の適否を審査します。

② 通知

入学を許可される場合は、教育委員会より「入学指定通知書（学校指定変更）」が送付されます。

5. 入学の取り消し

提出書類や面談の内容に事実と異なる内容があったり、制度の趣旨にそぐわない事実が生じ支障があると教育委員会が認めたときは、入学を取り消すことがあります。

特認入学までの日程

期 日	説 明 会 ・ 学 校 訪 問 ・ 手 続 き
令和6年 10月12日(土)	<p>学校説明会</p> <p>○学校訪問や面談は、入学書類提出締め切りの前（土日を除く）まで本校において随時行います。</p> <p>○説明会の当日に面談を受けることもできます。</p> <p>○16時30分まで面談に応じますので、事前に連絡してください。</p>
随 時	<p>学校訪問・面接</p> <p>○学校訪問や面談は、入学書類提出締め切りの前（土日を除く）まで本校において随時行います。</p> <p>○16時30分まで面談に応じますので、事前に連絡してください。</p>
<p><u>令和6年12月6日(金) 入学関係書類の本校提出締め切り</u></p>	
令和7年 1月以降	<p>① 旭川市教育委員会への手続き（学校→旭川市教育委員会） 《入学学校指定変更許可申請書・通学経路届・学校長意見書の送付》</p> <p>② 入学指定通知書の送付（旭川市教育委員会 → 保護者）</p> <p>③ 入学通知書(入学学校指定変更通知書)の送付 (旭川市教育委員会 → 学校) 《新小1年生は、保護者に送付されます》</p>
2月5日(水)	小学校 入学説明会・一日体験入学（午前）
2月13日(木)	中学校 入学説明会・一日体験入学（午後）
4月7日(月)	令和7年度 旭川第五小学校・桜岡中学校入学式

小規模校入学に対する特認取扱要領

1 基本的な考え方

小中学校の児童生徒の就学すべき学校は、旭川市小、中学校通学区域設定規則によりその住民登録地によって定められているが、本市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模校において、豊かな自然に触れる中で豊かな心と逞しい体を育てたいという保護者の希望がある場合は、一定の条件を付してこれを認めるものとする。

したがって、このことは保護者の自由な意思で学校選択を認めるものではなく、真に小規模校の持つ特色の中で児童生徒に教育を受けさせたい場合で、別に定める条件により十分な教育的配慮の下で、旭川市教育委員会が指定する学校に限り認めるものとする。

2 対象とする学校等

対象とする学校（以下「特認校」という。）及び学級数並びに就学児童生徒数（正規の通学区域内就学者を含む。）は、次のとおりとする。

学 校 名	学級数	備 考
富 沢 小 学 校	4学級以内	複式学級を原則とする。
旭 川 第 五 小 学 校	4学級以内	
桜 岡 中 学 校	3学級以内	

※就学児童生徒数は上記学級数の範囲で別に定める。

3 特認校入学の条件

(1) 通学上の条件

旭川市内に住民登録のある児童生徒で、自宅から学校までの通学時間は、おおむね60分程度以内とする。

ただし、保護者による送迎を原則とする。

(2) 児童生徒の心身に関する条件

旭川市小、中学校通学区域設定規則に基づく学校以外の学校に通学するという特殊事情を考慮し、さらに、豊かな自然の中で豊かな心と逞しい体の育成を目指す教育目的から、心身の状況がこれに堪えうる必要があること。

したがって、必要があると認めるときは、医師の診断書等の提出を求め調査確認する。

(3) 保護者の協力

保護者は児童生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保、生活指導などに対して特に配慮し、また特認校の教育及び学校での諸活動の趣旨を理解した上で、PTA活動や地域活動などについて、積極的に参加・協力ができること。

(4) 就学期間の条件

入学の時期は、原則として各学年の始期とする。また、期間は1年以上の通年就学とし、卒業までを原則とする。

4 根拠法令等

(1) 特認校設定に関する根拠

学校教育法施行令第8条

(2) 学級数設定に関する根拠

小学校設置基準第5条

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第2項

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

5 申請・許可・取消し等

(1) 申請

保護者は「入学学校指定変更許可申請書」(様式1)及び「通学経路届」(様式5)を、特認学校長及び在籍学校長は「校長意見書」(様式2、3)を教育委員会へ提出しなければならない。

(2) 審査

教育委員会は、申請に基づき審査する。なお、募集人員を超えた申請があった場合は入学の条件を満たす者のうち、男女の比率を考慮し、抽選により決定する。ただし、申請の児童生徒の兄又は姉が既に在籍している場合及び旭川第五小学校卒業者が桜岡中学校へ進学する場合は優先する。

(3) 通知

教育委員会は、審査及び抽選の結果を保護者及び特認学校長に通知する。許可する場合は「学校指定通知書」を保護者に交付し、併せて特認学校長に対して「入学学校指定変更通知書」(様式4)により通知する。

(4) 校長意見書

特認学校長は、保護者及び児童生徒と面接の上、入学の条件を満たしているか、保護者及び児童生徒の意思がこの制度の趣旨に添ったものかを確認し、特認校入学が適切か等の校長意見書を作成する。在籍学校長は、保護者及び児童生徒の意思がこの制度の趣旨に添ったものか、児童生徒の在籍学校での様子から特認校入学が適切か等の校長意見書を作成する。

(5) 特認入学許可後の取消し

特認入学許可後において、申請の事実と異なり、また、この制度の趣旨に添わない事由が生じ支障があると教育委員会が認めるときは、この入学を取り消すことがある。

6 実施時期

学 校 名	実 施 時 期
富 沢 小 学 校	昭和61年4月1日から
旭 川 第 五 小 学 校	平成 2年4月1日から
桜 岡 中 学 校	平成 2年4月1日から

7 その他

特認小学校卒業後の中学校への進学は、桜岡中学校を除き、旭川市小、中学校通学区域設定規則に定める中学校へ進学するものとする。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月7日から施行する。

提出書類①

(様式1)

入学学校指定変更許可申請書（特認校）

令和 年 月 日

(あて先)
旭川市教育委員会教育長

保護者住所 旭川市

保護者氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり、特認校への指定変更を申請します。

通学にあたっては、児童生徒及び保護者の責任において通学時における安全の確保に十分な配慮をするとともに、学校との連携を密接にして児童生徒の生活指導に留意し、学校管理下又は管理外のいずれにあっても児童生徒に係る教育に関し保護者として適切に配慮します。

なお、通学方法は別紙（通学経路届）のとおりです。

児童生徒	ふりがな		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日生	学年	第 学年
本来指定学校名		旭川市立 学校		
指定変更学校名（特認校）		旭川市立 学校		

(許可) 令和 年 月 日

課長	課長補佐	主 査	係

(様式5)

通 学 経 路 届 (特認校)

児童生徒氏名		保護者氏名		住所	旭川市
通学経路		概算距離	通学時間	通学経路略図(通学経路を朱線で記入願います。)	
1	自宅 ~	. Km	分	徒歩・バス・自動車	
2	~	. Km	分	徒歩・バス・自動車	
3	~	. Km	分	徒歩・バス・自動車	
4	~	. Km	分	徒歩・バス・自動車	
5	~ 学校	. Km	分	徒歩・バス・自動車	